

経理の窓



今年の夏も、酷暑の予報がでています。暑さにまけないよう、体力も蓄えたいものです。

今月の税務

法人
個人
： 4月決算法人の確定申告と納付
： 市・県民税の第1期分の納付

減価償却制度の改正について

国税庁から平成19年4月に『平成19年度 法人の減価償却制度の改正のあらまし』『法人の減価償却制度の改正に関するQ & A』『耐用年数の短縮制度について』が発表されました。これらは、国税庁のホームページからも入手することができます。

また、財務省のホームページでは、減価償却関係条文を一覧で入手することができます。

減価償却制度の改正は、法人税だけでなく所得税（個人事業者）にも適用がありますから、パンフレットには、『法人の』とありますが、新しい定率法や定額法、リース資産、償却方法の変更手続きの経過措置などは、同様ですので、個人事業者の方もご参考にしてください。

減価償却方法の届出をしていない場合の法定の償却方法は、法人は、定率法、個人事業者は、定額法です。法定の償却方法と違う償却方法選択する場合は、変更する手続きが必要となります。平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度については、特例措置があり、その事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出すれば、変更の承認があったものとみなされます。

リース取引については、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約は、売買契約とみなされ「リース資産」とされ、「リース期間定額法」が適用されます。

中小事業者（単体申告の法人）については、賃借人が賃貸料として損金経理をした場合は、その金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされていますので、リース料がリース期間の経過に比例して発生するものであれば、企業会計上、賃貸借経理をしたとしても、原則として、申告調整も不要です。（法人の減価償却制度の改正に関するQ & Aより）

リース資産計上は、不利になるとお考えの社長さんがいらっしゃいました。リース期間定額法は、リース契約期間に応じて、定額で減価償却するので、科目が異なる（減価償却費とリース料）だけで、損金経理する金額に、差異はありません。

耐用年数の短縮制度は、事前に所轄税務署長の承認を受けることにより、その資産の使用可能年数を耐用年数として、早期に償却することができる制度です。法令で定められた短縮事由に該当することや使用可能期間が法定耐用年数よりも10%以上短い事など要件がありますので、適用を受けたい場合は、資産毎に検討することになります。



リース資産の消費税は、どうなるの？

中小企業のリース取引は、今までと同じ賃貸借処理で、リース料で損金経理でもいいんだ……

リース資産計上したら、消費税は、原則課税（簡易課税を選択していない場合）であれば、

“売買とみなされるリース取引の資産の譲渡等の時期は、資産の引渡しの日”とされていますので、資産の引渡しのあった事業年度に、仕入税額控除ができることとなります。

60ヶ月リースをリース料で会計処理すると、仕入税額控除できる消費税は、事業年度の月数分が最大ですが、リース資産計上すれば、資産の引渡しのあった事業年度に一括して、60ヶ月分の仕入税額控除ができるということになります。

事業をしていれば、消費税は、つきものです。資金繰りの面からみれば、実際に支払をしていないのに、消費税の納税額を少なくする（場合によっては還付請求）ので、その年については、資金的に有利という考えもありと思います。

リース期間で比較してみれば、先に控除して、後で支払うので、結果として、納める消費税の額は、同じことですが……消費税については、平成19年度では、改正がありませんでした。

リース資産の適用は、平成20年4月1日からですので、それまでに、消費税の改正があれば、相違する場合もあるかもしれません。

お知らせ

来月7月10日は、源泉所得税の特例納付の事業者の方の納期限になります。

1月から6月の源泉所得税を納付します。該当される方は、およそ6ヶ月分の源泉税の資金準備をお願いいたします。

事務所のプリンターをA3カラーレーザープリンターに交換しました。

A3までのカラー印刷がスピーディにできるようになりました。元帳もカラー印刷になります。

会社案内やパンフレット（ちらし）の編集作成印刷をはじめました。

有限会社 たべい 電話 043-422-5836

FAX 043-422-5844